

衆議院における喫煙の状況について

令和元年6月26日
管理部厚生課

1. 衆議院において規則または議院運営委員会等の決定に基づき、禁煙となっている場所

- 本会議場
衆議院規則第214条（昭和22年6月28日議決）
- 委員室
議院運営委員会決定（平成8年6月11日）
- 本館内
議院運営委員会理事会決定
2階議場北側、3階傍聴人控室（平成22年4月13日）
地階傍聴受付（平成24年4月17日）
議員食堂（平成24年5月11日）
- 議員会館
議員会館管理委員会決定、衆議院議員会館運営規則第15条及び第30条
（平成22年3月5日）
喫煙コーナー以外は禁煙
会議室等は禁煙
食堂は禁煙（ただし喫煙コーナーは除く）

2. 本館、分館のその他の共用部分についても、健康増進法の趣旨に沿って、下記の喫煙可能な場所を除いて、禁煙と取り扱われている。

◎屋内喫煙場所

建物区分	場 所	
本館	2階	議場西側（分煙機設置） ＊設置：平成24年5月に1台／平成26年4月に1台増設し、計2台
分館	2～4階	喫煙室 ＊設置：平成22年10月（2階） 平成23年10月（3～4階）
第一別館	2階	議員面会所及び傍聴人受付所内の喫煙室 ＊設置：平成17年3月（議員面会所） 平成17年3月（傍聴人受付所）
第二別館	1階、4～8階	喫煙室 ＊設置：平成20年4月（1階） 平成23年11月（4～8階）
議員会館	第二議員会館地下3階、地下4階を除く各階 （別紙参照）	喫煙室 ＊供用開始：平成22年7月20日（新会館オープン）
憲政記念館	1階ロビー	喫煙室 ＊設置：平成19年3月

別紙

議員会館の喫煙室設置状況

建物区分	場 所	
第一議員会館	2階～12階	各階 1
	1階	4
	地下1階	3
	地下2～3階	各階 1
	地下4階	2
	*地下1階食堂内	1
第二議員会館	2階～12階	各階 1
	1階	3
	地下1階	2
	地下2階	1
	地下3～4階	なし
	*地下1階食堂内	1

令和2年3月11日

議員事務室 各位

参議院事務局管理部

本館敷地内の建物及び議員会館における
受動喫煙防止対策について（御案内）

改正健康増進法の施行に伴い、令和2年4月1日から、本館敷地内の各建物及び議員会館（議員事務室を含む。）におきまして、喫煙専用室以外での喫煙が禁止されます。共用の喫煙専用室は、以下の場所に設置されておりますので^(注)、喫煙の際には、これらの施設を御利用ください。

受動喫煙防止対策のため、皆様の御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

（注）共用の喫煙専用室等の設置場所は、平成30年8月28日議院運営委員会理事会で決定

【喫煙専用室の設置場所】（紙巻たばこ、加熱式たばこなど たばこ全般）

※執務、飲食はできません。

- ・本館 3階 : 傍聴人休憩所内の喫煙専用室
- ・同 地階 : 傍聴人休憩所内の喫煙専用室
- ・分館2～4階 : 各階傍聴人休憩所内の喫煙専用室
- ・同 1階 : 裏玄関ホール内の喫煙専用室
- ・別館 2階 : 議員面会所ロビー内の喫煙専用室
- ・議員会館各階 : 各階設置の喫煙専用室

【指定たばこ専用喫煙室の設置場所】（加熱式たばこのみ）

※加熱式たばこに限り、喫煙しながら飲食することができます。

- ・議員会館地下1階 : 食堂内の指定たばこ専用喫煙室
- ・同 : 喫茶室内の指定たばこ専用喫煙室

以上

令和2年3月11日

各位

管理部管理課

第二別館における受動喫煙防止対策について（御案内）

改正健康増進法の施行に伴い、令和2年4月1日から第二別館におきまして、喫煙専用室以外での喫煙が禁止されます。

喫煙専用室は、以下の場所に設置されておりますので、喫煙の際には、この施設を御利用ください。

受動喫煙防止対策のため、御理解、御協力よろしくお願いいたします。

【喫煙専用室の設置場所】※執務、飲食はできません。

- ・第二別館南棟2階ホール内の喫煙専用室（下図参照）

（南棟2階）



なお、第二別館（地下駐車場を含む。）においては、防火・防災上、建物内外を問わず、喫煙専用室以外での喫煙は禁止となっています。

以上